

株式会社テンドー Dojo ウェブマニュアル サービス利用規約

Dojo ウェブマニュアル（以下、「本サービス」といいます。）の登録希望者へのご注意: 本サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、本サービスに関してお客様とテンドーとの間で締結されるサービス利用契約（以下、「本契約」といいます。）に関する法的な契約書です。お客様は、本サービスのご利用申し込み前に本規約の内容を確認する手段やその機会があった場合は「利用を申し込んだ時点」、又はご利用申し込み前にその手段や機会がなかった場合は「本サービスの利用を開始した時点」若しくは「お客様専用のサービス環境を構築した時点」で、本規約の条項に拘束されることに承諾したものとみなし、以降の返品及び返金は一切受け付けません。

第1条（定義）

- 「登録希望者」とは、本サービスの利用（トライアル利用を含みます。）を希望された法人、団体のみなさまをいいます。
- 「登録情報」とは、登録希望者が本サービスを利用するにあたって、テンドーに提供する必要がある情報をいいます。
- 「お客様」とは、登録希望者がテンドー所定の手続きに従い申し込みを行った（以下、「ユーザー登録」といいます。）結果、テンドーが本サービスのご利用を許諾した方をいいます。
- 「本ソフトウェア」とは、本サービスの対象となるソフトウェアで、お客様がテンドーから適法に利用許諾権を得たものをいいます。
- 「本サービス」には、導入支援、サポート等の保守サービスは含まれないものとします。
- 「利用料金」は、お客様が本サービス利用の対価としてテンドーに対して支払う金員であり、サービスの種類や許諾されたユーザー数によって変わります。

第2条（適用範囲）

- 本規約は、テンドーから本サービスの提供を受けるお客様に適用されます。
- 本規約とは別に、書面にて本サービスに係る特約が定められた場合で、本規約と異なる内容の定めがあるときには、特約が優先して適用されるものとします。

第3条（登録及び利用）

- 登録希望者は、本規約を承認の上、所定の手続きに従い、テンドーに対して本サービスの利用の登録を申し込むことができます。
- テンドーは、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録希望者のユーザー登録を拒否し、又はお客様のユーザー登録を喪失させることができるものとします。なお、テンドーは、請求があった場合であっても当該拒否理由を開示する義務を負いません。
 - 第1項に基づいて登録希望者又はお客様から提供された情報の全部又は一部につき虚偽の情報が含まれていた場合
 - 登録希望者又はお客様が第19条第1項又は第2項各号の事由に該当することが判明した場合
 - 登録希望者又はお客様が、テンドーとの間の契約、規約などに違反したことがある又は違反していることが明らかになった場合
 - その他ユーザー登録が適当でないとテンドーが判断した場合

第4条（利用責任者）

- 登録希望者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、ユーザー登録を行うものとし、本サービスの利用に関するテンドーとの連絡・確認・問合せ等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
- テンドーが本サービスの利用を許諾した後、登録情報に変更が発生した場合、お客様は利用責任者を通じて直ちに登録情報の変更手続を行うものとし、お客様が変更手続を怠ったことにより生じた損害について、テンドーは一切の責任を負いません。

第5条（オプション）

- お客様は、ディスク容量増加などの追加オプションの申込み、変更又は解約ができます。
- 追加オプションの契約期間は、お客様による解約の申込みがない限り、各有償プランの契約期間と同一となります。
- 追加オプションの契約期間途中の解約や利用日数に関わらず、テンドーが規定した契約期間分の料金は、全額お支払いいただくものとし、既に支払われた利用料金がある場合でもテンドーから契約企業への返金は致しません。（一部の返金においても致しません。）

第6条（利用料金）

- テンドーは別途定める利用料金（消費税相当額を含む。）をお客様に請求し、お客様はこれを請求書記載の期日までにテンドーが指定する口座に振り込んで支払うものとします。なお、かかる支払に必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。
- お客様は、前項の支払を所定の支払期日が過ぎても履行しない場合、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数につき年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、テンドーが改めて定める指定日までに前項の方法により支払うものとします。なお、当該指定日までに履行がされないときは、テンドーは、本サービスの提供を停止することができますものとし、当該停止期間中の利用料金については返金致しません。
- 著しい経済変動等の要因により利用料金の見直しが必要と判断した場合には、テンドーはお客様に利用料金の変更を申し入れ、お客様及びテンドー間で協議の上、その変更を行うことができるものとします。

第7条（トライアル）

- お客様は、本サービスを無償で試用（以下、「トライアル」といいます。）頂くことができます。
- お客様は、トライアル期間終了後に、別途有償プランに申込み頂いた場合に限り本サービスを継続してご利用頂くことができます。
- お客様が、トライアル期間中に有償プランに申込みされた場合、トライアル期間の残日数にかかわらず、その時点でトライアル期間は終了するものとします。

第8条（自己責任の原則）

- 本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信等の環境は、全てお客様の責任と費用において備えるものとします。また、本サービスの利用にあたり必要となる通信費用は、全てお客様の負担とします。
- お客様は、本ソフトウェア等に記録される自己の情報（データ、コンテンツ等）を含み、以下、「情報等」といいます。）などを保護する為の適切な措置を逐次実施するものとし、当該措置を怠ったことによりお客様に生じた不利益、損害について、テンドーは一切の責任を負いません。
- お客様は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合又は第

- 三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。お客様が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- 本サービスを利用してお客様が提供又は伝送する情報等については、お客様の責任で提供されるものであり、テンドーはその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

第9条（禁止事項）

- お客様は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行わないものとします。
 - テンドー若しくは第三者の著作権、商標権、特許権などの知的財産権等の財産的若しくは人格的な権利を侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為
 - 本規約、法令、条例、公序良俗等に反する行為又はその恐れのある行為
 - 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報等を改ざん又は消去する行為
 - 本サービスの信用を損なう行為又はその恐れのある行為
 - 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はその恐れのある行為
 - 自己の名のもとで第三者に本サービスを利用させる行為
 - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - 本サービスを商業又はその準備の目的で利用する行為
 - ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - テンドー若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はその恐れのある行為
 - 本サービスのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツールその他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、本サービスの不具合を意図的に利用する行為等、本サービスの正常な運営を妨げる行為又はその恐れのある行為
 - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - その他、テンドーが不適当と判断した行為
- 前項の禁止行為に該当するか否かは、テンドーが合理的に判断するものとし、テンドーは判断基準について説明する義務を負いません。
- お客様は、第1項各号のいずれかに該当がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちにテンドーに通知するものとします。
- テンドーは、本サービスの利用に関して、お客様の行為が第1項各号のいずれかに該当又は関連するものであることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報等を削除することができるものとします。ただし、テンドーは、お客様の行為又はお客様が提供若しくは伝送する情報等を監視する義務を負うものではありません。
- 前項の措置によりお客様に生じた損害について、テンドーは一切の責任を負いません。
- お客様は、テンドー並びに日本国政府又は該当国の政府より必要な許可等を得ることなしに、本ソフトウェアの全部又は一部を、直接又は間接に輸出してはなりません。

第10条（秘密保持）

- お客様及びテンドーは、本契約に関連して知り得た相手方の登録情報及び秘密（以下、「秘密情報」と総称します。）を、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者（ただし、弁護士、税理士、公認会計士その他の法令上秘密保持義務を負う者を除きます。）に開示又は漏洩してはなりません。なお、この秘密保持義務は、別途当事者間で協議・決定がなされない限り、本契約終了後も存続するものとします。
- テンドーは、前項にかかわらず、法律に従い開示の義務を負う場合、捜査機関の令状がある場合、裁判所、行政機関等から開示要求がある場合又はそれに準じる必要性がある場合には、秘密情報を第三者へ開示することがあります。
- お客様は、本サービスの全部又は一部を、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルすることはできないものとします。
- テンドーは、本サービスの提供又は品質向上のために必要な範囲で、お客様の秘密情報を複製・複写・利用することができるものとします。
- テンドーは、本契約が終了したとき又はお客様の書面による同意や要請を受けたとき、登録情報の削除を行うことができますものとし、
- お客様は、本契約が終了した場合、テンドーから提供された秘密情報（本サービスに関するドキュメント等を含みます。）を、テンドーの指示に従い遅滞なく返還、破壊又は消去するものとします。
- 第1項にかかわらず、テンドーはお客様からの書面による別段の意思表示が無い限り、本サービスの利用者として、お客様の企業名を公開することができます。なお、お客様は、テンドーが企業名を公開する際に、お客様のロゴ、商標等を使用することを許諾します。

第11条（個人情報の取り扱い）

- テンドーは、お客様の個人情報を、以下のウェブサイト上に掲載した個人情報保護方針に基づき取り扱います。
<https://www.tenda.co.jp/privacy/>

第12条（権利の帰属）

- 本サービスにおいてテンドーから提供される情報、本ソフトウェア、画面、ドキュメント及びコンテンツ（以下、「テンドーコンテンツ」と総称します。）に係る著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他一切の知的財産権及び

これらの権利の登録を受ける権利（以下、「知的財産権」と総称します。）は、テンダに帰属します。

- お客様は、方法又は形態の如何を問わず、テンダコンテンツに関して、私的利用の範囲を超えて複製、転載、公衆送信、改変その他の利用をすることはできません。
- お客様は、テンダに対し、著作人格権を行使しないものとします。
- お客様が本条の規定に違反したことにより第三者との間に問題が発生した場合、お客様は、自身の責任と費用において当該問題を解決するとともに、テンダに何らの不利益、負担又は損害を与えないよう適切な措置を講じなければなりません。

第13条（本サービス等の変更・更新）

テンダは、お客様に事前に通することなく、本サービス又は本ソフトウェアの内容の全部又は一部を変更又は更新することができます。ただし、当該変更又は更新によって、変更又は更新前の全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

第14条（本サービス等の停止・中断）

- テンダは、第9条第4項に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができます。この場合において、テンダはお客様に対して、できる限り事前に通知するよう努めます。
 - 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又はメンテナンス作業を定期的又は緊急に行う場合
 - コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - 火災、停電、疫病、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - その他、テンダが本サービスの提供の停止又は中断が必要と合理的に判断した場合
- テンダは、お客様が利用料金未払いその他本契約に違反した場合には、お客様への事前の通知又は催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- お客様は、前2項に基づく本サービスの提供の停止、中断その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、第6条に定める利用料金の支払を要します。

第15条（債務不履行）

- テンダは、お客様が本契約に基づく債務を履行しない場合には、お客様に相当の期間を定めた催告を行い、なおその期間内に履行がされないときは、書面による通知をもって本サービスの利用を解除することができるものとします。
- 前項にかかわらず、お客様が、第6条第2項に定める指定日より1ヶ月経過しても、利用料金を支払わない場合、テンダは、本サービスの利用を解除するものとします。この場合において、お客様が再度本サービスの利用を希望される場合には、本来の契約発効日又は更新日に遡り契約は発効したものとみなし、それに従って算出した利用料金を適用するものとします。
- テンダは、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、催告することなく直ちに本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - 差押・仮差押・仮処分・滞納処分・強制執行・競売の申立等を受けたとき、破産手続・民事再生手続・会社更生手続開始等の申立があったとき、又はそれらの恐れがあると認められるとき
 - 監督官庁より営業停止・取消等の処分を受けたとき
 - 手形・小切手を不渡りにする等、支払不能状態に至り、又はその恐れがあると認められるとき
 - 解散、会社分割又は合併の決議をしたとき
 - お客様又はテンダに対して背信行為があったとき
 - 公序良俗に反する行為があったとき
 - 事業の全部又は重要な一部を譲渡したとき
 - 第19条第1項又は第2項各号の事由に該当したとき
 - その他前各号に準ずる事由があったとき

第16条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、テンダの事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部につき、第三者に対する譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。

第17条（賠償責任）

お客様及びテンダは、本契約に基づく債務の履行にあたり自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、お客様がテンダに支払った利用料金の3ヵ月分に相当する額を限度として当該損害を賠償する責を負うものとします。

第18条（サービスレベル）

- テンダは、以下のウェブサイト上に掲載した Dojo ウェブマニュアル品質保証の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。<https://tepss.com/dojo-wm/slo.pdf>
- テンダは、Dojo ウェブマニュアル品質保証を随時変更することがあります。なお、この場合には、Dojo ウェブマニュアル品質保証の内容は、変更後の内容を適用するものとします。
- Dojo ウェブマニュアル品質保証に記載する Dojo ウェブマニュアル品質保証値を下回った場合でも、テンダは、損害賠償その他のいかなる責任も負わないものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

- お客様及びテンダは、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告することなく本契約を解除することができます。
 - 相手方の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員（以下、「役員等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」と総称します。）である、又は反社会的勢力であった場合
 - お客様又はお客様の役員等が反社会的勢力に対し、不適切な資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
 - 前各号に掲げる場合のほか、お客様又はお客様の役員等が反社会的勢力と何らかの不適切な関係を持っている場合
 - お客様又はお客様の役員等が、自ら又は第三者を利用して、暴力、脅迫、威力、

詐欺等の違法又は不当な手段を用いて不当な要求行為等を行った場合

- お客様及びテンダは、次の各号について相互に表明し、保証します。
 - 自らが反社会的勢力でないこと
 - 自らが反社会的勢力でなかったこと
 - 反社会的勢力を利用しないこと
 - 自らの役員等が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力と交際がないこと
 - 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力と交際がないこと
- お客様又はテンダが第1項の規定により本サービスの利用を解除した場合、これにより相手方に損害が生じたとしても、当該解除者は当該損害について賠償責任を負いません。
- お客様又はテンダは、相手方が第1項に違反したことにより損害を被ったときには、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第20条（免責）

- テンダは、本サービス及び本ソフトウェアの完全性、正確性又は有効性について保証するものではありません。
- テンダは、第6条第2項、第8条第4項、第13条、第14条第2項及び第24条に定める場合をはじめ、テンダの責に帰することのできない事由により生じたお客様への直接又は間接の損害について、一切の賠償の責を負わないものとします。

第21条（有効期間）

- 本契約の有効期間は、本サービスの利用開始日から起算して1年間とします。ただし、トライアルの場合には、トライアル後償プラン申込において定められた利用開始日を起算日とします。
- 有効期間満了の1ヵ月前までに、お客様又はテンダのいずれからも、書面による本契約終了の意思表示がされないときは、本契約は同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第22条（本サービスの廃止）

- テンダは、お客様の事前の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
- テンダは、前項に基づく廃止を行う場合、廃止日の3ヵ月前までにお客様に通知するものとします。ただし、かかる廃止が、テンダにおいて商業的に合理的な努力を払っても予期できない事由や天災地変等の不可抗力その他のやむを得ない事由に基づく場合には、この限りではありません。

第23条（本契約の終了）

- 本サービスの提供の停止若しくは廃止又は本契約の解除・解約により、本契約は当然に終了するものとします。
- お客様又はテンダは、第21条の有効期間にかかわらず、希望日の1ヶ月前までに書面にて相手方に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

第24条（本契約終了後の措置）

- お客様は、本契約終了時点において未払いの利用料金、遅延損害金その他の金銭債務がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
- 本サービス（追加オプションを含む。）の利用日数や本契約の終了時期にかかわらず、テンダが規定した契約期間分の料金は全額お支払い頂くものとし、既に支払われた利用料金がある場合でもテンダからお客様への返金（一部の返金を含みます。）は致しません。

第25条（本規約の変更）

- テンダは、民法第548条の4の規定により、本規約をいつでも変更することができます。
- テンダが本規約を変更する場合、変更の効力発生日前に予め変更内容及び変更の効力発生日を、テンダのウェブサイトにて周知するものとします。

第26条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第27条（合意管轄）

お客様とテンダの間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（協議等）

本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、誠意を持って協議の上解決することとします。なお、本規約の何れかの部分が法令等により無効と判断された場合でも、本規約等全体の有効性には影響がないものとし、無効とされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定と置き換えるものとします。

付則

本規約は、2021年11月30日から適用されます。